

平成22年7月7日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対する経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置について

特許庁における情報システム調達に関連し、経済産業省及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データに贈収賄の容疑で逮捕者が出たことを受け、経済産業省は株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対し、補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を講じました。

1. 経緯

特許庁が実施した情報システム調達に関連し、平成22年6月22日に経済産業省及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データに贈収賄の容疑で逮捕者が出ました。

経済産業省は6月29日に「特許庁情報システムに関する調査委員会」を設置し、事実関係の徹底的な解明及び再発防止の検討を行っており、経済産業省職員への処置を含め速やかに結論を得る予定です。

2. 措置の概要

経済産業省は、本日から6か月間（平成23年1月6日まで）の補助金交付等停止措置及び契約に係る指名停止措置を講じました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房会計課長 糟谷 敏秀

担当者：清水、柏原、天野

電話：03-3501-1511（内線 2248）

03-3501-1652（直通）